

公告 第669号

組合規約の一部変更について

令和2年4月21日付SCSK健発第33号をもって、規約の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和2年5月1日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

■組合規約 新旧条文対照表

以上

S C S K健康保険組合規約
新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
「略」 （組合会招集の手続） 第17条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも 6 日前に招集状を送付しなければならない。	「略」 （組合会招集の手続） 第17条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも 6 日前に招集状を送付しなければならない。
「略」 <u>3 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。</u>	「略」
「略」 （組合会の傍聴） 第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は<u>会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。</u>	「略」 （組合会の傍聴） 第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。
「略」 （組合会の議決事項） 第21条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。	「略」 （組合会の議決事項） 第21条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。
「略」 <u>2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 18 条第 1 項の規定による書面の</u>	「略」

<u>提出を求めることとし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。</u> <u>(1)議員の疾病、負傷</u> <u>(2)議員に係る災害又は交通途絶</u> <u>(3)災害等の発生による外出自粛要請</u> <u>3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。</u> (会議録の作成) 第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 「略」 2 <u>会議システム</u>により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。 (1)<u>会議システム</u>で組合会を開催した旨 (2)会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨 (3)システム障害等の異常がなく、審議の全部を終了した旨 (4)<u>会議システムにより</u>参加した組合会議員の氏名及び場所 <u>3 書面による議決をおこなった場合の会議録に</u>	「略」 (会議録の作成) 第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 「略」 2 <u>テレビ会議</u>により組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。 (1)<u>テレビ会議</u>で組合会を開催した旨 (2)<u>テレビ会議システム</u>により、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨 (3)システム障害等の異常がなく、審議の全部を終了した旨 (4)<u>テレビ会議</u>に参加した組合会議員の氏名及び場所
--	---

<u>は、第 1 項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を明記しなければならない。</u> 4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。<u>ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。</u> 「略」 (理事会の招集の<u>手続き</u>) 第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。 「略」 5 <u>理事会は会議システムにより開催することができる。</u> 「略」 (理事会の議事) 第31条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 「略」 6 <u>理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 3 項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。</u> (1)<u>理事の疾病、負傷</u> (2)<u>理事に係る災害又は交通途絶</u>	3 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。 「略」 (理事会の招集) 第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。 「略」 (理事会の議事) 第31条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 「略」
--	--

<u>(3)災害等の発生による外出自粛要請</u> <u>7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。</u> 「略」 (理事長の専決) 第36条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。 「略」 附則 この規程は令和2年5月1日から施行する。	「略」 (理事長の専決) 第36条 理事長は、<u>健康保険法施行令(大正 15 年勅令第243号。以下「施行令」という。)</u>第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。 「略」
---	---